

文化芸術振興事業に係る後援及び共催に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市以外のものが行う文化芸術の振興に資する事業に対し、市が後援及び共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続等について、姫路市後援に関する規則（平成30年姫路市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「共催」とは、市が事業の実施に当たり、企画若しくは運営に参加し、又は費用の一部を負担することをいう。

(準用)

第3条 共催に関する承認の基準、手続等については、規則第3条から第10条までの規定を準用する。

(様式等)

第4条 後援等の申請等、実施報告その他手続に必要な様式及び提出期限は、次の表に掲げるとおりとする。

様式番号	様式の名称	根拠条文	提出期限
1	後援申請書	規則第3条	事業実施日の1箇月前
2	共催申請書		
3	事業計画書		
4	団体概要		
5	収支予算書		
6	後援事業内容変更申請書	規則第7条	事業内容の変更決定後 10日以内
7	共催事業内容変更申請書		
8	後援事業中止届	規則第8条	事業中止の決定後10 日以内
9	共催事業中止届		

様式番号	様式の名称	根拠条文	提出期限
1 0	後援事業実施報告書	規則第 9 条	事業実施後 1 箇月以内
1 1	共催事業実施報告書		
1 2	収支決算書		
1 3	後援承認取消通知書	規則第 1 0 条	—
1 4	共催承認取消通知書		

(補則)

第 5 条 この基準に定めるもののほか後援等に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。